

労働法上の労働者の定義

資料3-2
(野川教授提出資料)

労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)	労働組合法 (昭和二十四年法律第一百七十四号)	労働契約法 (平成十九年法律第二百二十八号)
<p>(定義) 第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。</p>	<p>(労働者) 第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。 2 この法律において「使用者」とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。</p>